

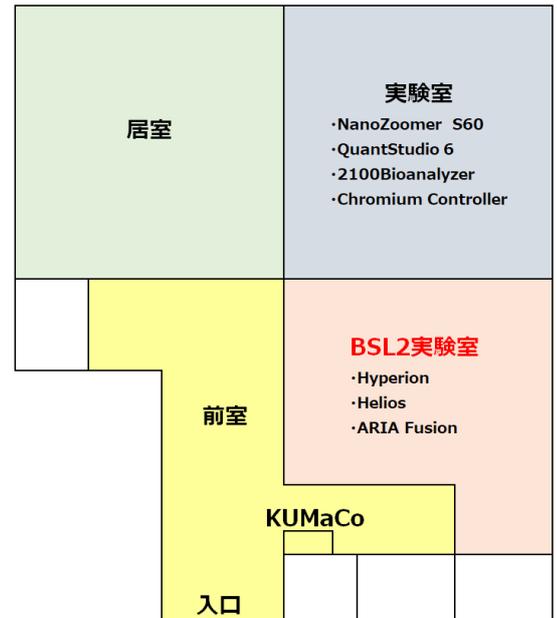
この利用規則は、先端バイオメディシン解析技術室（以下、解析技術室）の BSL2 実験室（以下、BSL2 実験室）の利用にあたり遵守事項を記したものである。利用者は、機器利用前にこの規則を読み、記載事項について遵守すること。

1, BSL2 実験室

BSL2 実験室は、メディカルイノベーションセンター棟（以下、MIC 棟）5 階ラボスペース B にあり、右図の赤色のエリアを指す。

黄色色のエリアは BSL2 実験室前室（以下、前室）、青色のエリアは実験室、緑色エリアは居室を指す。

<MIC棟・5階 先端バイオメディシン解析技術室>



2, BSL2 実験室への立入り

- 1) BSL2 実験室への立入りは、設置機器・設備の利用者に限定する。
- 2) 上記 1 番以外の者（見学者等）が一時的に入室する場合は、事前に解析技術室に通知し、立ち入りの許可を得ること。BSL 1, BSL2 レベルの実験中については、申請者以外の入室を原則として禁止する。

3, BSL2 実験室の使用

- 1) 実験に際しては、解析技術室およびメディカルイノベーションセンターで定められた規則、大学の規定、法令等を遵守すること。また実験者はバイオセーフティについて十分な知識を持ち合わせていること。* 参考資料：[実験室バイオセーフティ指針（第3版、WHO）](#)
- 2) 病原体等、感染性サンプル、ヒト臨床サンプルなど、取り扱いに注意が必要なサンプルを未固定で扱う場合は、BSL2 実験室の扉にバイオハザード標識（図 1）を掲示すること。バイオハザード標識は解析技術室で準備したものを使用しても良い。
- 3) バイオハザード標識の掲示中に BSL2 実験室で作業をする際は、個人防御のため実験室用白衣を着用し、必要に応じてマスクや手袋を着用すること。実験室用白衣やマスク、手袋は各自で準備すること。
- 4) BSL2 実験室では専用の実験室用サンダルに履き替えること。
- 5) 病原体等、感染性サンプル、ヒト臨床サンプルなど、取り扱いに注意が必要なサンプルを扱う場合は、必ず手袋を着用すること。
- 6) 実験室用白衣を前室のロッカーに入れる場合は、必ず専用のロッカーを使用すること。
- 7) エアゾルの発生する操作、または発生する可能性のある操作を行う場合は安全キャビネット内で行うこと。
- 8) 病原体等、感染性サンプル等で機器、設備、施設等を汚染した場合、汚染した場所の消毒・除染を必ず行うこと。
- 9) 病原体等、感染性サンプル等で機器、設備、施設等が汚染され、洗浄が必要になった場合、対処に係る費用の実費を所属研究室の長が弁済すること。
- 10) 実験終了時には、適切な消毒液を用いて機器や器具、作業台の消毒・除染を行うこと。
- 11) 病原体等の漏出、事故、感染性サンプルへの明白な曝露、あるいは曝露の可能性がある場合等については、速やかに実験責任者および解析技術室に報告すること。
- 12) 利用者の故意・過失によって機器、設備、施設等に故障・破損・汚損が生じた場合、所属研究室の長が対処に係る費用の実費を弁済すること。

4, サンプルの取り扱い

- 1) 病原体等、感染性サンプル、ヒト臨床サンプルなど、取り扱いに注意が必要なサンプルを扱う場合は、事前に解析技術室に相談すること。
- 2) BSL2 実験室に持ち込める病原体等もしくは感染性サンプルは、**取り扱いレベルが BSL2 以下**のものに限る。病原体の BSL については下記を参照すること。
[国立感染症研究所病原体等安全管理規程（改訂第三版）](#)
[別冊 1： 病原体等の BSL 分類（抜粋版※）](#)
- 3) 未固定のヒト臨床サンプルを使用する場合、原則として BSL2 に相当するレベルでの取り扱いを行うこと。
- 4) 未固定のヒト臨床サンプルを使用する場合は、事前に感染症の確認検査を行い、その結果を解析技術室に報告して室長の許可を得ること。

5, 感染性廃棄物の処理

- 1) 実験終了後、感染性廃棄物はオートクレーブで滅菌して廃棄すること。
- 2) 液体廃棄物を流しに廃棄する場合は、オートクレーブまたは適切な殺菌剤の使用により殺菌・滅菌すること。その際、水道水を流しながら廃棄し、廃棄後もしばらくの間は水道水を流し続けること。
- 3) 液体の付着した容器は、ゴミ袋やオートクレーブバッグ等の外に内容物が漏れ出さないよう工夫すること。（ゴミ袋を二重、三重にする等）
- 4) ゴミ袋から液体や内容物が漏れ出て周辺環境を汚染した場合、速やかに汚染された箇所を消毒・除染すること。

6, 禁止事項

以下の行為は厳禁とする。

- 1) BSL3 以上のサンプルを取り扱うこと。
- 2) 扉を開けたままの状態でも BSL 1 または BSL2 相当の実験を行うこと。
- 3) 病原体等、感染性サンプル、およびヒト臨床サンプルを BSL2 実験室の外で取り扱うこと。
- 4) BSL2 実験室内での飲食および飲食物の持ち込み。

7, その他

- 1) その他の注意事項については、「先端バイオメディシン解析技術室利用マニュアル」および各機器の利用規則を参照すること。
- 2) この規則を変更した場合は、解析技術室より利用者へ通知する。
- 3) この規則は 2024 年 10 月 30 日より適用する。

2024 年 10 月 30 日
先端バイオメディシン解析技術室 室長

医学研究支援センター 先端バイオメディシン解析技術室

E-mail : mic_biomedicine@support-center.med.kyoto-u.ac.jp

https://support-center.med.kyoto-u.ac.jp/SupportCenter/mic_biomedicine

図 1 : バイオハザード標識の例



BIOHAZARD

入室承認者以外立ち入り禁止

診療科名 (実験室名)	
病原体のBSL	
病原体取り扱い 責任者	
緊急時の連絡先	

**京都大学メディカルイノベーションセンター
先端バイオメディシン解析技術室**